

福島県沖地震（令和3年及び令和4年）における被災者支援等の実態と課題

福島県 相馬市 総務部地域防災対策室 齊藤 浩司

1. はじめに

相馬市は、明治22年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併（昭和4年、松ヶ江村合併）によって中村町となり、昭和29年、中村町・大野村・飯豊村・八幡村・山上村・玉野村・日立木村・磯部村の1町7村が合併して誕生しました。

福島県の東北端にあつて、東に太平洋、西に阿武隈山系の山々があります。南北には常磐自動車道が走り、相馬インターチェンジから東京まで約4時間、宮城県仙台市まで約1時間で結ばれております。

毎年、7月の最終土曜日から開催される国の重要無形民俗文化財の相馬野馬追は、むかし平将門が原野に放してあつた野馬を捕らえる軍事訓練と捕らえた馬を神前に奉納したことに由来し、市内にある中村城跡内の相馬中村神社で行われる総大将の出陣式を皮切りに、3日間、甲冑に身を包んだ騎馬武者が戦国時代絵巻を繰りひろげます。

平成23年3月11日の東日本大震災では、死者458名、住宅被害5,584棟と甚大な被害がありました。また、福島第一原発事故の影響により、放射能の風評被害などもありました。その後、全国からの様々な支援により復旧・復興が進んでいる状況にあります。

2. 令和3年2月13日福島県沖地震及び令和4年3月16日福島県沖地震における災害者支援等の実態と課題について

(1) 令和3年2月13日福島県沖地震

令和3年2月13日23時08分頃、福島県沖を震源としてマグニチュード7.3の地震が発生しました。気象庁によれば、この地震は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の余震であると推定されています¹⁾。

相馬市において、震度6強を観測し、人的被害では軽傷者5名があつたものの、重傷者、死亡者はありませんでした。しかしながら、建物被害では、罹災証明書の申請件数が3,959件あり、住家・非住家含め、全壊判定43件、大規模半壊21件、中規模半壊46件、半壊205件、準半壊493件、一部損壊3,151件の被害がありました。市の施設や道路などのインフラにも甚大な被害がありました。

(写真1～写真2)



写真1 市の施設（体育館）の被害



写真2 道路被害

市は、地震発生直後にスポーツアリーナそうま第二体育館に避難所を開設し、避難者の受け入れをしました。避難所では、新型コロナウイルス感染症対策のため、入り口に検温モニターと、消毒用アルコールを設置するとともに、発熱者がいた場合を想定して、救急車を配備しました。また、避難所内では、避難者同士が密にならないように、避難者用テントを設置して、避難した世帯ごとに入ってもらいました。（写真3）



写真3 避難所開設の様子

また、被災者支援として、地震による屋根の被害に対応するため、2月14日から防災倉庫において、希望者に1世帯当たり2枚のブルーシート及び濁り水が発生した一部の地域があったため2リットルペットボトルの飲料水を配布しました。

建物被害の罹災調査は、2月24日から申請受付を開始しました。新型コロナウイルス感染症対策として、原則、郵送またはオンライン申請の非接触方式の申請受付を導入することとしました。申請受付を開始するにあたり、多数の申請者が来庁することを想定し、罹災証明書担当窓口である地域防災対策室以外の他部署からの応援職員も配置して、市役所1階エレベーター前のホールに臨時の受付窓口を開設して対応しました。

罹災証明書発行のための調査は、申請件数が想定を上回る件数だったため、調査担当部署である税務課職員以外の部署や他自治体の応援職員などを調整することに時間がかかり、調査開始時期が3月2日と地震発生から約3週間後となったことが課題として挙げられます。

（2）令和4年3月16日福島県沖地震

令和4年3月16日23時36分頃、福島県沖を震源としてマグニチュード7.4の地震が発生しました。

相馬市において、震度6強を観測し、人的被害として、死者1名、重傷者5名があり、また、建物被害では、令和4年10月31日現在、罹災証明書の申請件数が、8,302件あり、住家・非住家含め、全壊判定367件、大規模半壊199件、中規模半壊542件、半壊1,162件、準半壊1,644件、一部損壊655件の被害がありました。これは、令和3年2月13日福島県沖地震の際の被害を大きく上回るものでした。また、同様に市の施設や道路などのインフラにも甚大な被害がありました。

地震による市内の被害が大きかったため、また、断水及び停電していた状況により、市長が防災行政無線で市民へ落ち着いて行動するように呼びかけました。また、けがをした方は、避難所であるスポーツアリーナそうまで応急手当をすることも合わせて呼びかけました。

この3月16日の地震では、津波注意報が発令されたため、令和3年2月13日の地震の際よりも多くの市民が避難所へ避難しました。避難所では、停電していたことにより、市が東北電力に要請した電源車が来るまでの間、備蓄していた電池式のランタンと石油ストーブを設置して、避難所運営にあたりました。

また、断水被害に対しては、3月17日に消防団及び行政区長の協力をいただき、市民へ飲料水や備蓄食料を配布するとともに、3月18日からは市の公民館

などで給水車による給水支援を開始しました。

この給水活動に関しては、市の給水車及び職員だけでは対応が困難だったため、友好都市協定を締結している東京都稲城市や防災協定を締結している滋賀県米原市などから給水車及び応援職員の支援をいただき対応しました。さらには、海上保安庁の巡視船や国土交通省の船舶による給水支援をいただきました。（写真4）

また、令和3年2月13日の地震の際と同様に被災者支援として、地震による屋根の被害に対応するため、3月17日から希望者に1世帯当たり2枚のブルーシートを配布しました。

建物については、先述したとおり、令和3年2月13日の地震を大きく上回る被害がありました。罹災証明の申請受付の準備は、1年前の課題となった点を改善したことからスムーズに進めることができ、3月21日から受付を開始することができました。受付窓口は、当初3台のパソコンを準備して、受付担当職員と申請書審査・受理担当職員を配置して対応することとしましたが、受付初日に想定を上回る人数が申請に来たことから、翌日から受付窓口のパソコンを5台に増やすとともに、職員も増員して対応することとしました。

罹災証明書発行のための現地調査についても、同様に1年前の経験を踏まえ改善を図ったため、3月24日から開始することができました。調査担当職員の調整につきましては、現地調査を担当する税務課長が応援職員の調整をして対応し、福島県や山形県など67自治体258名の応援職員の支援をいただきながら現地調査を実施することができました（写真5）。なお、実際の調査は3名1組で1班を編成して、最大一日あたり13班で現地調査を実施しました。



写真4 給水活動支援



写真5 応援職員による罹災調査

3. おわりに

相馬市は、東日本大震災以降、令和元年東日本台風や同年10月25日大雨、令和3年2月13日福島県沖地震、また、令和4年3月16日福島県沖地震と多くの災害により被災しておりますが、その都度、国や県、また、全国の多くの自治体の支援を受け、復旧・復興に取り組んでまいりました。この場をお借りして改めて感謝を申し上げますとともに、災害対応で重要なことは、国や県、自治体同士のつながり及び連携だと改めて感じております。

近年、全国的に台風や大雨等の自然災害により甚大な被害を受ける自治体が増えております。被災自治体から支援要請を受けた場合は、相馬市としても可能な限り速やかに支援していくとともに、今後とも国や県、関係自治体との連携を大切にしていきたいと考えております。

【参考資料】

- 1) 令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」について（第89報）」、気象庁（2021年2月14日）
- 2) 令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震について（第2報）、気象庁（2022年3月24日）